



学生支援ニュース

No.3

東 北 大 学
(学生生活支援審議会学生生活専門委員会)




選挙権年齢が18歳以上に！

平成28年6月19日の後に公示される選挙から選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。これからの日本を作り担う存在である学生の皆さんの声をこれまで以上に政治に届けるため、積極的に選挙に参加し投票しましょう。

また、18歳以上の有権者は、特定の候補者の当選を目的とした選挙運動をすることができます。その際、ホームページやブログ、SNSなど様々なインターネットツールを利用できますが、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党関係者以外の者はできない等、条件が定められていますので、選挙違反をしないよう、総務省のホームページ等でルールを確認してください。

なお、インターネットによる選挙運動に限らず、選挙運動ができるのは、公示・告示日から選挙期日の前日までに限られます。

○ インターネット選挙運動

情報発信	一般の有権者	条件等
 ホームページ ブログなど	○	選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレス等の表示が必要です。また、投稿した内容を印刷して配布することはできません。
 SNS	○	
 電子メール	×	候補者・政党関係者は、事前に電子メールを送ることについて承諾を得た人に対しては、送信することができますが、それ以外の一般有権者は禁止されています。

○ 選挙に関する情報

総務省 HP : <http://www.soumu.go.jp/18senkyo/about/>